

2004～2005 年
横浜緑ロータリークラブ 活動計画書

平成 16 年～平成 17 年度



CELEBRATE ROTARY

ロータリーを祝おう
100 年の歩み

2004～2005 年度国際ロータリー会長
グレン E・エステス シニア

第 2590 地区ガバナー 藤林 豊明

横浜緑ロータリークラブ 会長 村松 勇治

2004～2005 年
横浜緑ロータリークラブ 活動計画書

平成 16 年～平成 17 年度



2003～2004年度国際ロータリー会長
グレンE・エステス シニア

第 2590 地区ガバナー 藤林 豊明

横浜緑ロータリークラブ 会長 村松 勇治

目 次

活動計画書 会長	-----	1
活動計画書 幹事	-----	3
概況報告	-----	4
横浜緑ロータリークラブ組織表	-----	8
S.A.A.活動計画書	-----	9
クラブ奉仕関係		
クラブ奉仕委員会活動計画書	-----	9
出席委員会活動計画書	-----	10
職業分類委員会活動計画書	-----	10
親睦活動委員会活動計画書	-----	11
雑誌委員会活動計画書	-----	12
会報委員会活動計画書	-----	12
会員選考委員会活動計画書	-----	13
会員増強委員会活動計画書	-----	13
プログラム委員会活動計画書	-----	14
ロータリー情報委員会活動計画書	-----	17
広報委員会活動計画書	-----	17
クラブ IT 推進委員会活動計画書	-----	18
職業奉仕関係		
職業奉仕委員会活動計画書	-----	18
社会奉仕関係		
社会奉仕委員会活動計画書	-----	19
環境保全委員会活動計画書	-----	19
青少年奉仕委員会活動計画書	-----	20
インターアクト委員会活動計画書	-----	20
国際奉仕委員会関係		
国際奉仕委員会活動計画書	-----	21
ロータリー財団委員会活動計画書	-----	21
米山奨学委員会活動計画書	-----	22
ポリオプラス委員会活動計画書	-----	22
2004-05 年度 予算表	-----	23
充填・未充填職業分類表	-----	付-1
ロータリークラブ定款		
横浜緑ロータリークラブ細則		

活 動 計 画 書

会長 村松 勇治

ロータリー創立 100 周年の年度にあたって

○ グレン E・エステス・シニア R I 会長のテーマ

『貴方のクラブで 貴方の職場で 貴方の地域社会で
私達の世界でロータリーを祝おう』

○ 藤林 豊明 2590 地区ガバナーの方針と目標

- ① 会員の増強
- ② 全ロータリークラブにロータリー家族委員会の設置
- ③ 100 周年記念特別委員会の設置
- ④ ロータリー財団の理解と支援
- ⑤ 米山記念奨学事業の理解と支援
- ⑥ 青少年育成プログラムに力を入れ、強力に推進
- ⑦ 『ロータリーの綱領』と『職業奉仕』の理解、自覚そして実践

○ 横浜緑ロータリークラブの方針は

『例会を楽しもう』

横浜緑ロータリークラブの永続には、会員減少の防止と、会員増強ですが、入会した当初にいつ辞めようかと考えた会員が大半だと言うことを聞きます。

一年が経過すれば、何となく残り、数年して良さが判り 現職を引退しても、又生涯ロータリーアンと言う人も少なくありません。 100 年を経過した魅力の変化を我がクラブの 35 年の歴史などからも、新たな時代が到来したように感じられます。

過去の良さを学び・語り・又聞き『ロータリーの綱領』原点を協議するフォーラムなを通じて再認識し、みんなで築く楽しいロータリー例会を目標にしたいと思います。

具体策として、横浜緑ロータリークラブも R I 会長、そして 2590 地区藤林ガバナーの方針を基に(1)～(5)迄の具体的に実践したい活動内容を掲げました。

(1) 100 周年のロータリーを祝い、ロータリーの P R を我々の地域で実施する。

(イベントに使える、ポスター・ビデオ・幕などを第五グループ共同で企画作成)

(支援活動)

(2) 職業奉仕・・・会報と協力して、毎週報に 1 ページ (A 4) を会員の企業・職場紹介を通して地域支援として、全会員を 1 カ年間かけて職業奉仕の P R をする。

(3) 社会奉仕・・・地域のニーズにあった、緑区社会福祉協議会の障害者福祉施設への寄付及び福祉イベントに参加協力する。

(4) 国際奉仕・・・香港南ロータリーと中国ハンセン病治療や施設寄付支援をする。

- (5) クラブ奉仕・・・
- ① 親睦活動を中心に相互理解のクラブ計画を積極的に行う。
 - ② 100 周年会員増強イベントを計画する。(3名以上の増員)
 - ③ 時代に合わせた規則の見直し着手年度に致します。
(委員会の整理・運営費・運営内容の見直し・慶弔規定等々)

活 動 計 画 書

幹 事 武藤 泰典

副幹事 長根 信康

ロータリー創立100周年という、記念すべき年に、この歴史ある横浜緑ロータリークラブの幹事を仰せつかり、計り知れない重圧を感じております。微力ではございますが、長根副幹事と共に、会長の活動方針に基づき、理事役員、各委員長の皆様方と協議をしながら、楽しい活動と、スムーズなクラブ運営を目指して、一年間務めてまいる所存でございます。それには、先輩会員のご指導、また、各会員の皆様の、多大なるご協力が、是非とも必要となりますので、よろしくお願い申し上げます。

幹事としましては、下記の項目に重点をおいて活動していきたいと思っております。

記

1. クラブの活性化（ 委員会の活性化 ）
2. 関連委員会とおしの情報交換、交流の緊密化
3. 姉妹クラブ、友好クラブとの交流、親睦の強化
4. 近隣クラブとの交流、親睦の強化
5. 地区大会、国際大会、その他、各ロータリー行事への積極的な参加の推進
6. ロータリー創立100周年行事への積極的な参加の推進
7. 会員増強、新会員の育成

概 況 報 告

幹 事 武藤 泰典
副幹事 長根 信康

当クラブの概況

1.名称区域及び所在地

- (1) 名 称 横浜緑ロータリークラブ
(2) 地 域 横浜市 緑区、青葉区、都筑区。

	総人口	世帯数	
緑 区	169.359	68.997	(平成 16 年 5 月 31 日)
青葉区	289.136	115.998	(平成 16 年 5 月 31 日)
都筑区	172.914	63.277	(平成 16 年 6 月 1 日)
(3) 事 務 局	〒226-0013 横浜市緑区寺山町 89 スクエア 21		
	TEL 045-933-1651		
	FAX 045-933-2027		
(4) 例 会 場	青葉台フォーラム		
	〒227-0062 横浜市青葉区青葉台 1-5-8		
	TEL 045-985-2109		
(5) 例 会 日 時	毎週水曜日	12 時 30 分～13 時 30 分	
	第 4 例会日	18 時 00 分～19 時 30 分	

2.歴代会長、幹事及び会員数、出席率

	会 長	幹 事	就 任 時 在籍会員数	年間平均 出 席 率	備考
創立時	石川 治道	柴田 清	24 名	92.86%	45 年
45～46	石川 治道	柴田 清	24 名	98.58%	6 月迄
46～47	秋田 茂	三澤 君夫	41 名	98.09%	
47～48	小林 安雄	高橋 正文	40 名	94.09%	
48～49	加藤 雅光	名倉 健二	37 名	98.40%	
49～50	鵜川 昇	山下 栄蔵	39 名	97.67%	
50～51	名倉 健二	武藤 松一	42 名	97.38%	
51～52	中山恒三郎	岩沢 幸男	47 名	98.60%	
52～53	三澤 君夫	岡本 健	48 名	98.82%	
53～54	森 善助	浜田 勝弥	47 名	98.67%	
54～55	山下 栄蔵	戸田 裕也	50 名	98.74%	

55～56	岡本 健	代々木和男	45 名	99.33%
56～57	岩沢 幸男	中林 靖	50 名	99.18%
57～58	田辺 政雄	内野 晃	48 名	99.11%
58～59	武藤 松一	渡辺 武	50 名	97.86%
59～60	戸田 裕也	寺崎 誠三	45 名	96.31%
60～61	田沼 文衛	岩岡 正	45 名	96.27%
61～62	中林 靖	赤柄 忠昭	50 名	97.83%
62～63	内野 晃	薮島 五郎	51 名	96.96%
63～64 (h1)	代々木和男	遠藤 真作	53 名	95.65%
平成 1～2	薮島 五郎	幸内 伸雄	47 名	94.68%
平成 2～3	近藤 襄	渡辺 宏未	50 名	94.50%
平成 3～4	幸内 伸雄	横井 好明	51 名	91.92%
平成 4～5	遠藤 真作	日高 信良	46 名	91.91%
平成 5～6	横井 好明	遠藤 一典	45 名	92.46%
平成 6～7	渡辺 宏未	井上 周輔	47 名	93.81%
	(横井 好明)			
平成 7～8	中林 靖	脇田 幸一	43 名	92.7%
平成 8～9	小林 新一	金子 朝夫	43 名	95.3%
平成 9～10	遠藤 一典	森 宏	43 名	95.4%
平成 10～11	脇田 幸一	市瀬 栄一	48 名	93.0%
平成 11～12	森 宏	須藤 保夫	39 名	92.6%
平成 12～13	藤津 均	村松 勇治	38 名	92.6%
平成 13～14	加藤 喜夫	森 一誠	38 名	86.7%
平成 14～15	市瀬 栄一	鶴岡 武	36 名	95.0%
平成 15～16	森 一誠	齊藤 清紀	36 名	88.8%
平成 16～17	村松 勇治	武藤 泰典	38 名	

(平成 16 年 6 月末現在)

3. 創 立

昭和 45 年 2 月 28 日 創立総会 (スポンサー・クラブ横浜港北 R C)

昭和 45 年 3 月 11 日 R. I. 正式加盟承認 特別代表 山崎 卯一

昭和 45 年 12 月 13 日 R. I. 加盟 認証状伝達式

(横浜港南、横浜瀬谷、横浜緑、横浜旭、4 クラブ合同、於 横浜市民体育館)

☆ チャーターメンバー (24 名)

秋田 茂	昭55.02.20退会	浜田淳太郎	昭 48.01.31 退会
石川 治道	昭52.06.30退会	細辻 文次	昭 47.06.28 退会
岩崎 薫正	昭57.06.30退会	岩本 正三	昭 63.07.08 退会
小林 安雄	平07.06.30退会	松田 三郎	昭 47.06.07 退会
小峰 政博	昭 48.10.20 退会	三橋 英一	平 04.03.21 死去

相模原南 R C へ
 中山恒三郎 昭 60.04.24 退会
 柴田 清 昭 48.04.04 退会
 鈴木 憲一 昭 53.09.01 死去
 土志田昭吉 昭 54.08.29 退会
 足立 英一 昭 46.09.01 退会
 麻生 和衛 昭 54.12.26 退会
 藤森 茂 昭 47.04.05 退会

名倉 健二 平 14.12.30 名誉会員死去
 岡本 健
 志田 宝 昭 47.11.29 退会
 高橋 正文 昭 50.06.26 退会
 富永 力 平 01.12.30 退会
 鵜川 昇
 吉田晴太郎 昭 48.05.02 退会

4. 会 員 (7月1日現在)

(1) 会員の種類

正会員 38名

チャーターメンバー 2名

(2) 年令 (7月1日現在)

30才～39才	1名	40才～49才	7名	50才～59	9名
60才～69才	8名	70才以上	11名	80才以上	2名
最高 83才		最年少 39才		平均 61才	

5. ビジター及びゲスト (前年度) 6月末まで

例会数 47

来客数 ゲスト 26名 ビジター 26名

6. 行事及び諸会合予定 (別紙プログラム添付)

7. 今期までの主なる歩み

		年 月 日	会 長	幹 事	実行委員長
1	チャーターナイト	1970年 12月 13日	石川 治道	柴田 清	(特別代表) 山崎 卯一
2	10周年記念	1980年 3月 22日	山下 栄藏	戸田 裕也	三澤 君夫
3	20周年記念	1989年 4月 1日	代々木和男	遠藤 真作	鵜川 昇
4	ガバナー出身	1990～1991年 鵜川 昇会員			
5	拡大実験	年 月 日	会 長	幹 事	実行委員長
		1978年 5月 25日 創立総会	三澤 君夫	岡本 健	横浜田園RC 加藤 雅光
		1984年 3月 27日 創立総会	武藤 松一	渡辺 武	横浜たまRC 中山恒三郎
		1991年 5月 28日 創立総会	近 藤 襄	渡辺 宏未	新横浜RC 近 藤 襄
6	30周年記念	2000年 4月 1日	森 宏	須藤 保夫	山下 栄藏

横浜緑ロータリークラブ組織表

2004 - 05 年度(平成 16 - 17 年度)

1. 理事

齋藤 清紀 長根 信康 加藤 喜夫 大地 哲郎

2. 役員

会長 村松 勇治 副会長 鶴岡 武(会長エレクト)

副会長 森 一誠

幹事 武藤 泰典 副幹事 長根 信康

SAA 河原 裕典 副 SAA 若山 誉 副 SAA 江田 憲司

会計 北原 弘文 副会計 伊藤 嘉伸

3. 委員会 [◎印：委員長 ○印：副委員長 ・印：委員]

A. <u>クラブ奉仕委員会(担当理事)</u>				◎齋藤 清紀	○濱田 茂	・岡本 健	・遠藤 一典
				・藤津 均	・森 宏	・河淵 雄	・下中 英輝
				・新海 豊一	・伊藤 嘉伸	・若山 誉	・餅田 実
1.出席委員会				◎新海 豊一	○岡本 健	・矢嶋 誠治	
2.職業分類委員会				◎藤津 均	○山下 栄蔵	・齋藤 晃	
3.親睦活動委員会				◎下中 英輝	○大地 哲郎	・河原 裕典	・餅田 実
				・菊地 潔	・佐藤 征己	・天野 正昭	
4.雑誌委員会				◎濱田 茂	○河淵 雄	・石川 輝久	
5.会報委員会				◎餅田 実	○露木 健造	・北原 弘文	
6.会員選考委員会				◎河淵 雄	○脇田 幸一	・鶴川 昇	
7.会員増強委員会				◎森 宏	○代々木和男	・遠藤 一典	・森 一誠
8.プログラム委員会				◎伊藤 嘉伸	○江田 憲司	・若山 誉	
9.ロータリー情報委員会				◎遠藤 一典	○藤津 均	・土志田 猛	
10.広報委員会				◎岡本 健	○矢嶋 誠治	・内野 晃	
11.クラブ I T 推進委員会				◎若山 誉	○濱田 茂	・加藤 喜夫	
B. <u>職業奉仕委員会(担当理事)</u>				◎長根 信康	○河原 裕典	・鶴岡 武	・石川 輝久
C. <u>社会奉仕委員会(担当理事)</u>				◎加藤 喜夫	○天野 正昭	・佐藤 征己	・露木 健造
1.環境保全委員会				◎露木 健造	○藤田 孝次	・新海 豊一	
2.青少年奉仕委員会				◎天野 正昭	○伊藤 嘉伸	・森 宏	
3.インターアクト委員会				◎佐藤 征己	○市瀬 栄一	・高嶋 経保	
D. <u>国際奉仕委員会(担当理事)</u>				◎大地 哲郎	○市瀬 栄一	・脇田 幸一	・藤田 孝次
1.ロータリー財団委員会				◎市瀬 栄一	○高嶋 経保	・山下 栄蔵	
2.米山奨学委員会				◎脇田 幸一	○齋藤 晃	・菊地 潔	
3.ポリオプラス委員会				◎藤田 孝次	○餅田 実	・下中 英輝	

2590 地区役員・委員

鶴川 昇 地区諮問委員会

森 一誠 拡大増強委員会

長根 信康 人道的補助金委員会

鶴岡 武 国際青少年交換委員会

S・A・A 活動計画書

委員長 河原 裕典
副SAA 若山 誉
副SAA 江田 憲司

例会は秩序を保ち品位のある能率的な遂行に努め、会長・幹事・プログラム委員長等と十分な連絡を取りながら、明るく元気に楽しい運営を目指します。又、会員はもちろんゲスト・ビジターの方々にも気持ちよく過ごして頂ける様にしたいと思います。談話席を設け、例会前は会員相互に十分な談笑を取って頂きたいと思いますが、例会中・例会場内での禁煙を実施したいと思います。喫煙については、ロビーにてお願い致します。
会員、皆様のご理解・ご協力を何卒お願い致します。

クラブ奉仕委員会 活動計画書

委員長 齊藤 清紀
副委員長 濱田 茂
委員 岡本 健
委員 遠藤 一典
委員 藤津 均
委員 森 宏
委員 河渕 雄
委員 下中 英輝
委員 新海 豊一
委員 伊藤 嘉伸
委員 若山 誉
委員 餅田 実

クラブ奉仕委員会には、会員に関する委員会が 4 委員会、クラブ管理に関する委員会が 5 委員会と、広報委員会、クラブ IT 推進委員会があります。

様々な効果的な奉仕活動や、募金並びに寄付は、クラブ奉仕委員会の目標達成が、根幹の要素となります。会長の指針に従いプロジェクトの達成に精進致します。特に今年度は国際ロータリー100周年に当たり、広報委員会により地域社会に広くロータリークラブの存在をアピールできたらと考えています。

11の委員会の委員長ならびに委員の方々と協力して、円滑な委員会の運営に努めます。また、委員会相互の協力調整にも、心を配りたいと思います。

出席委員会 活動計画書

委員長 新海 豊一
副委員長 岡本 健
委員 矢嶋 誠治

ロータリー・クラブの解説書によると、例会出席の意義について、「各ロータリアンの例会出席への回帰的繰り返しを通じて、信条にまで結晶化される《奉仕の理想》を《実践》に移すことの肝要なことを全世界のロータリー・クラブに問いかけている」と述べています。

例会出席

1. 新入会員の最初のクラブ活動は、例会への出席である。
2. ロータリアンの第一の義務は、例会出席である。
3. 例会に出席しアイディアの交換の生産を行うのがクラブの目的であるから、例会はロータリー精神の生産の場であり、ここにロータリー精神に基づいた親睦が誕生するのである。ロータリーは出席が無くては始まらない。そして互いに話し合っている間に互いの職業の尊さを認識し、職業上の倫理の工場に対する努力が生まれるのである。

例会欠席

欠席届は、例会当日 9 時までに事務局に提出。厳守。

職業分類委員会 活動計画書

委員長 藤津 均
副委員長 山下 栄蔵
委員 齋藤 晃

- 1) 職業分類表の見直し
 - 2) 会員増強に対する対応
 - 3) 会員の職業分類の見直し
- 以上について検討し、また必要な事項については対応をはかる。

親睦活動委員会 活動計画書

委員長	下中	英輝
副委員長	大地	哲郎
委員	河原	裕典
委員	餅田	実
委員	佐藤	征己
委員	天野	正昭
委員	菊地	潔

親睦はロータリークラブの第一の活動であり、当クラブの会員間との親睦を推進し会員はもとより、ご家族の方々に気軽に参加していただく為、親睦委員全員の協力を頂き、企画・実施して行きたいと思います。

又、親睦はイベント的な活動だけではなく、職業奉仕、社会奉仕に於いても会員間の親睦が必要であると考え職業、社会、会報委員会等と協力をして、会員間の交流を考えております。今年度は「会員家族との親睦」がテーマになっておりますので、会員のご夫人、家族から色々なアイデアを頂戴したいと思っておりますのでよろしく御願い致します。

尚、今年度は千葉緑 RC との合同例会(千葉にて)や新横浜・田園 RC 等との合同例会又、親睦ゴルフ、野球(全国大会予選)など、開催予定なので日程及び場所などの変更があると思いますが、早めの報告を致します。

今年度、行事日程は下記にて実施予定となりますので、よろしく御願い致します。

1. 移動例会・親睦会・家族会

平成16年 9月29日(水)〔移動例会〕

12月15日(水)〔クリスマス家族会〕

平成17年 3月30日(水)〔移動例会〕

4月 未定 〔春の家族会〕

6月17日(水)〔期末懇親会〕

6月29日(水)〔移動例会〕

2. ゴルフ・野球

〔ゴルフ会〕平成16年 9月・11月・平成17年 4月・6月開催予定

尚、今年度千葉緑 RC(千葉開催)との合同コンペの為、多少の変更があります。

〔野球会〕 大会事務局・練習日は予定決定しだい、ご報告いたします。

3. 他クラブとの合同例会・他親睦会が開催する場合は、その都度報告いたします。

雑誌委員会 活動計画書

委員長 濱田 茂
副委員長 河渕 雄
委員 石川 輝久

我々ロータリアンは、ロータリー活動をする中で、様々な情報、知識、教えをこの「ロータリーの友」から得ることが出来る。日々多忙な中、この雑誌を精読するのは非常に難しいことかもしれないが、会員各人へ自発的な通読を勧めるため、関心を持たせる為の動機付けしていきたい。また、雑誌月間においては、この「ロータリーの友」の編集、制作に携わっている方をお呼びして、制作に関わる苦労話などをお聞きする時間も設けて行きたいと思う。

会報委員会 活動計画書

委員長 餅田 実
副委員長 露木 健造
委員 北原 弘文

クラブ細則の会報委員会の役割に則って往来の週報刊行を踏襲して行く事とし、会員のクラブ活動への関心を高め、例会等の出席の向上を図るために、会活動の記録と情報提供、また親睦促進の媒体となり得る週報作りに努めてまいりたいと思いますので、会員各位の御協力をお願い申し上げます。そこで勝手ですが、卓話、委員会報等、長時間のご高話については、予め原稿をご用意していただけますと大変ありがたく思います。

会員選考委員会 活動計画書

委員長 河渕 雄
副委員長 脇田 幸一
委員 鶴川 昇

会員を増やす事自体難しい時期ですが今年度も、職業、会員増強、ロータリー情報等の委員会との連携を密にして、当クラブの選考基準に基き、職業人として又、社会人として奉仕活動に積極的参加して頂ける仲間を重点的に審査したいと考える。

昨年、私達のクラブにおいても“ロータリアンは質か量か”と題し大々的に議論致しましたが、今思うに、これから入会して頂く人を念頭にして、そのような評価する資格があったのかどうか、反省しております。

会員増強委員会 活動計画書

委員長 森 宏
副委員長 代々木和男
委員 遠藤 一典
委員 森 一誠

活動目標

- 1) 会員の皆さんに入会候補者の推薦依頼。
- 2) もと会員の二世を候補にし、誘う。
- 3) 増員目標 3 名。

会員の増強には、クラブに活力があり、情熱と、魅力が必要です。入会したくなる、出席したくなる、退会したくなくなる、楽しいクラブの雰囲気づくりに心がけながら会員増強の責任を果たす。会員の増強と退会防止のために、定款の細則の緩和策(メイクアップ期間延長)(職業分類・同業種 5 名)を取り始めると、組織は衰退する歴史があります。緑ロータリークラブの会員にふさわしい人物を紹介してください。推薦者と増強委員全員、力を合わせ積極的に誘い込みます。スタッフが揃ったので頑張ります。

プログラム委員会 活動計画書

委員長 伊藤 嘉伸
副委員長 江田 憲司
委員 若山 誉

例会はロータリーの基本的な活動であります。その例会のプログラムを受け持つ責任は重要であると認識しております。

月並みではありますが『楽しい、有意義な例会』が開催できるよう企画し活動していきたいと考えております。

先ずは会員の皆様のご意見、ご希望を伺い委員会内で十分なコミュニケーションを図り計画してまいります。

是非とも、『自分たちの例会』の参加にご協力戴きますよう宜しくお願い致します。

尚、年間行事日程につきましては下記の通り予定しております。

詳細は決定次第改めてご報告致します。

記

- 夕刻例会
第4週の例会。但し12月22日（水）は臨時休会の予定です。
- 夜間移動例会
第5週の例会。
- 職場見学
平成16年10月
- 家族会
クリスマス家族会 平成16年12月15日（水）予定
春の家族会 平成17年4月
- 期末懇親会
平成17年6月17日（水）予定
- 親睦ゴルフ
平成16年9月
平成16年11月
平成17年4月
平成17年6月

2004 年～2005 年度前期プログラム表（平成 16 年～17 年）

	2004 年 7 月 識字率向上月間	8 月 会員増強及び 拡大月間	9 月 新世代のための 月間	10 月 職業奉仕月間 米山月間	11 月 ロータリー財団月間・世 界インターアクト週間	12 月 家族月間
第 1 週	7 日 会長・幹事 新任挨拶 <u>村松 勇治</u> 会長 <u>武藤 泰典</u> 幹事 (定例理事会)	4 日 会員増強につい て(クラブフォー ラム) <u>森宏</u> 委員長 (定例理事会)	1 日 (クラブフォー ラム) (定例理事会)	6 日 (クラブフォーラ ム) (定例理事会)	3 日 卓話 (定例理事会)	1 日 卓話 年次総会 (定例理事会)
第 2 週	14 日 新年度計画発表 三大奉仕委員長 <u>職業・社会・国 際各委員長</u> <u>北原</u> 会計	11 日 夏休み 休会	8 日 (クラブフォー ラム)	13 日 卓話	10 日 (クラブフォー ラム)	8 日 (クラブフォー ラム)
第 3 週	21 日 新年度計 画発表 クラブ奉 仕 <u>齊藤</u> 委員長 親睦について <u>下中 委員長</u> (クラブ フォーラム)	18 日 <u>ガバナー公式 訪問</u>	15 日 卓話 職業報告	17 日	17 日 (クラブフォー ラム)	15 日 移動例会 クリスマス 家族会
第 4 週	28 日 <u>クラブ協議会</u> (夕刻例会)	25 日 職業分類・会員 選考について(ク ラブフォーラム) <u>藤津・河津</u> 委員 長 (夕刻例会)	22 日 夕刻例会)	27 日 (夕刻例会)	24 日 (クラブフォーラ ム) (夕刻例会)	22 日 (クラブフォー ラム) (夕刻例会)
第 5 週			29 日 夜間移動例会			29 日 休会 年末休み
地区 行事・その他			クラブゴルフコ ンペ		クラブゴルフコ ンペ	

2004 年～2005 年度後期プログラム表（平成 16 年～17 年）

	2005 年 1 月 ロータリー理解推 進月間	2 月 世界理解月間	3 月 世界ローター アクト週間	4 月 ロータリー 雑誌月間	5 月	6 月 ロータリー 親睦活動月間
第 1 週	5 日 休	2 日 卓話 日本ユニセフ協 会 二見 武様 (定例理事会)	2 日 卓話 IM (定例理事会)	6 日 (クラブフォー ラム) (定例理事会)	4 日 休会 国民の休日	1 日 次年度計画に ついて鶴岡会 長エレクト(ク ラブ協議会) (定例理事会)
第 2 週	12 日 会長・幹事年賀 挨拶 村松 勇治会長 武藤 泰典幹事 (定例理事会)	9 日 卓話	9 日 卓話 IM	13 日	11 日 卓話 (定例理事会)	8 日 1 年を省みて 四大奉仕委員長 クラブ・職業・ 社会・国際各委 員長
第 3 週	19 日 (クラブフォー ラム)	16 日 卓話 職業報告	16 日 卓話	20 日 卓話	18 日 卓話	15 日 期末懇親会
第 4 週	26 日 (クラブフォー ラム) (夕刻例会)	23 日 (クラブフォー ラム) (夕刻例会)	23 日 卓話 (夕刻例会)	27 日 卓話 (夕刻例会)	25 日 卓話 (夕刻例会)	22 日 会長・幹事期末 挨拶 村松 勇治会長 武藤 泰典幹事 (夕刻例会)
第 5 週			30 日 夜間移動例会			29 日 夜間移動例会
地 区 行 事・ その他	追悼記念週間	世界理解と平 和週間 23 日 RI 創立記念日	クラブゴルフコ ンペ			19 日 RI 国際大会 シカゴ クラブゴルフコ ンペ

ロータリー情報委員会 活動計画書

委員長 遠藤 一典
副委員長 藤津 均
委員 土志田 猛

国際ロータリー発足 100 周年度を向かえ、過去 1 世紀に及ぶ足跡をたどり、その功績を検証して次世紀に向けた、新たな情報活動にとりくみたい。グレン E・エステス・シニア RI 会長のテーマである「あなたのクラブでロータリーを祝おう」を共有することで、職場・地域社会・世界で私たちのロータリー精神の昂揚を会員相互の協力により、発進していきたい。

広報委員会 活動計画書

委員長 岡本 健
副委員長 矢嶋 誠治
委員 内野 晃

地域社会の皆様にもロータリー活動を正しく理解していただき、また関心を持っていただくために個々の会員が社会奉仕や職業奉仕等を通じて、ロータリーの信条とするところを各委員会と共に実践する様、努力いたします。今年度はロータリー創立 100 周年と言う記念すべき年度でもありますので、特別な行事でも計画あれば広報活動のネタにしたいと考えております。

クラブ IT 推進委員会 活動計画書

委員長 若山 誉
副委員長 濱田 茂
委員 加藤 喜夫

クラブの情報発信としてのホームページの内容を充実させ、会報・広報などと協力してロータリーの活動を対外的に広く認知していただくことを計画しております。また、会員相互の情報の伝達手段としてメールの活用頻度をあげていきたいと思ひます。

職業奉仕委員会 活動計画書

委員長 長根 信康
副委員長 河原 裕典
委員 鶴岡 武
委員 石川 輝久

職業奉仕とは、会員個々が個人の責任において、自己の職業を通じて奉仕するものだと思ひていました。その為私は、職業奉仕はクラブというよりは個人の責務と理解していましたが、実際には 1987～1988 年度の RI 理事会で、「職業奉仕はクラブと会員双方の責務である」との声明を採択し、さらに 1989 年の規定審議会で「職業宣言」が採択されていることを知りました。

そこで自分の勉強不足を恥じ、今年度は「四つのテスト」と「職業宣言」に則した活動をすべく努力したいと思ひます。

また、職場訪問については会員の家族にも参加していただけるような職場見学会を実施したいと思ひています。

職業宣言

職業または専門職務に携わるロータリアンとして、私は以下の要請に応えんとするものである。

1. 職業は奉仕の一つの機会なりと心に銘せよ。
2. 職業の倫理的規範、国の法律、地域社会の道徳基準に対し、名実ともに忠実であれ。
3. 職業の品位を保ち、自ら選んだ職業において、最高度の倫理的基準を推進すべく全力を尽くせ。
4. 雇主、従業員、同僚、同業者、顧客、公衆、その他の事業または専門職上関係をもつすべての人々に対し、ひとしく公正なるべし。
5. 社会に有用なすべての業務に対し、当然それに伴う名誉と敬意を表すべきことを知れ。
6. 自己の職業上の手腕を捧げて、青少年に機会を開き、他人からの、格別の要請にも応え、地域社会の生活の質を高めよ。
7. 広告に対し、また自己の事業または専門職務に関して、これを世に問うに当っては、正直専一なるべし。
8. 事業または専門職上の関係において、普通には得られない便宜ないし特典を、同僚ロータリアンに求めず、また与うることなかれ。

社会奉仕委員会 活動計画書

委員長	加藤	喜夫
副委員長	天野	正昭
委員	佐藤	征己
委員	露木	健造

社会奉仕委員会は1) 青少年委員会

2) インターアクト委員会

3) 環境保全委員会 で成り立っています。

ロータリーにおける社会奉仕委員会の役目の重要さは今更言うまでもないことであります。

今年も地域に密着した、そして少しは新しい活動も行ってみたいと思います。

1) 日本の青少年と日本に留学している学生達の交流会（日本語スピーチ会）

2) 老人ホームの慰問（クリスマスプレゼント配布計画）

3) フリーマーケットとバザーの開催

4) 横浜市緑政局の卓話（環境保全についての理解を深めてもらう）

5) 足長おじさん募金の協力

6) 子供動物園の開催

7) 老人施設への竹炭配布

以上の事について青少年、インターアクト、環境保全の各委員会が一致協力して活動してみたいと思います。会員皆様の参加後押し、宜しくお願いいたします。

環境保全委員会 活動計画書

委員長	露木	健造
副委員長	藤田	孝次
委員	新海	豊一

今年度は、二年目の環境保全委員会の活動となりますが、前年度の環境保全委員会より提唱して頂いた地球環境を取り巻くテーマを中心とした環境保全を定義し、啓蒙活動を短期ではなく長期的に地道に活動することがより良い結果になると考えます。よって、今年度もフォーラムおよび卓話を計画します。又、横浜市はゴミ分別収集G30を平成17年4月より本格的に開始します。G30はゴミの分別を徹底して素材のリサイクルを図り資源を有効活用することです。この概念を考慮して今年度はフリーマーケットでリサイクルショップの展開を開催いたします。皆様のご協力と参加をお願い致します。

青少年奉仕委員会 活動計画書

委員長 天野 正昭
副委員長 伊藤 嘉伸
委員 森 宏

今期予定の青少年奉仕活動は「行動」と「言葉」を概念としたプログラムを計画いたしました。まず、「行動」については青少年自身を参加させ、また運営もさせるという企画です。あくまで我々ロータリアンはサポートに周り「行動」から得られる「達成感」を体験させてあげたいと考えています。デジタル化の世の中ですが、アナログの中からは得られない「経験知」を与えてあげるのも私たちの役目と考えます。また、「言葉」は現在問題になりつつあるメールやチャットなどの弊害を無くす為、自分たちの日本語が如何にすばらしく、また今使っている自分たちの日本語が間違っているかを青少年達自身に理解させる活動をしたいと考えます。この「行動」と「言葉」を融合させて、「外国人の日本語スピーチ大会」を実現したいと思います。もちろん進行、採点、表彰すべて日本の青少年が運営することになります。また、クリスマスを活用し地元の施設にプレゼントを届けて回りたいと考えています。このことについても先ず「行動」を軸として実現し活動します。

インターアクト委員会 活動計画書

委員長 佐藤 征己
副委員長 市瀬 栄一
委員 高嶋 経保

インターアクトは14歳～18歳の青少年の為の奉仕クラブです。奉仕の心を持ち、国際社会の相互理解に基づいて世界の人々と友好関係を築き、将来、社会の有用な市民になることを目的とし、学校、地域社会への奉仕、国際理解の推進、親睦の3つを大きな柱として活動しております。

インターアクトクラブはロータリークラブによって提唱され、その継続的な指導を受けるとともに、ロータリアンの皆様に活動への支援、理解と協力をお願いしております。また、桐蔭学園高等部の協力を賜り、現代の青少年に関わる有意義な活動を多方面から展開しています。

当委員会では、地域区民際、年次大会、地区大会、交流会、他校文化祭などのインターアクトの行事に多数のロータリアンの方々の積極的参加を求めるとともに、青少年や地域社会に奉仕するための募金活動や寄付の呼びかけを行い、青少年の将来に役立つインターアクト・プログラムを推進してまいります。

今後とも会員の皆様のご指導、ご協力を賜りますよう、宜しくお願いいたします。

国際奉仕委員会 活動計画書

委員長 大地 哲郎
副委員長 市瀬 栄一
委員 脇田 幸一
委員 藤田 孝次

ロータリー活動は親睦に始まり職業奉仕に目覚め、社会奉仕に展開し、更に広く国際奉仕に発展したのであります。WCS, ロータリー財団、米山、ポリオプラスと活動は多岐に渡ります。今期も各委員会と連絡をとり共同して奉仕活動を行なってまいります。

今期の活動方針。

- 1) 4年目を迎える姉妹クラブの香港南ロータリークラブとの友好関係を深め、香港南の重要なテーマである中国奥地のハンセン病村援助をバックアップします。
- 2) 諸外国の災害救援に対し、積極的に地区活動を通じて協力します。
- 3) 発展途上国支援等のプログラムに対し地区他クラブと協力して奉仕活動を行ないます。

ロータリー財団委員会 活動計画書

委員長 市瀬 栄一
副委員長 高嶋 経保
委員 山下 栄蔵

いよいよ 2004 年～2005 年はロータリー100 周年の年であります。

100 周年の三大目標は

- ① ポリオ撲滅
- ② 会員増強 150 万人
- ③ ロータリー財団の推進であります

100 周年の三大目標の一つとして財団の推進があげられています。ロータリー財団は、ロータリー活動の重要な部分であることには間違いありません。しかし、ロータリアン一人一人が、財団のことに関して本当に理解しているのでしょうか。私自身も、ロータリー財団プログラムには、教育的プログラム、人道的補助金プログラム、ポリオプラスプログラムの3種類があることを、地区協議会に出席してはつきり知ったわけです。

ロータリー財団の組織と使命、寄付金の使途等々について、理解していただくことが、ロータリー財団委員の使命だと思います。財団について、しっかり勉強していきたいと思っております。

米山奨学委員会 活動計画書

委員長 脇田 幸一
副委員長 齋藤 晃
委員 菊池 潔

- 1) 当 2590 地区の一人平均寄付額は 9 年連続全国 35 地区中 1 位の成績を誇っている。今年度は 10 年連続 1 位の目標を達成できるように我々のクラブに於いても会員各自が意識を持って努力するように心掛けたい。
- 2) 具体的にはガバナーから要請されている一人当たり¥25,000 円以上の寄付をして、累積寄付額が 10 万円に達した会員に与えられる「米山功労賞」、その後 10 万円ごとに与えられる「米山功労賞(マルチプル)」、100 万円を越すと与えられる「米山功労者(メジャードナー)」の表彰獲得を目指したい。
- 3) 米山奨学会が今危惧されている、会員数の減少などの原因による寄付金不足から生じている特別積み立て金の取り崩しが年間約 2 億 5 千万に達している。この事態に対してクラブ内に於いても会員が話し合い、検討する機会があればよいと思われる。

ポリオプラス委員会 活動計画書

委員長 藤田 孝次
副委員長 餅田 実
委員 下中 英輝

ロータリークラブでは世界の子供達がポリオ撲滅による健全な発育を遂げるよう、1985 年より 20 年間活動してまいりました。目標達成を 2000 年、証明する年をロータリー100 周年記念の 2005 年と定め、本年度はいよいよ目的実現の年となっています。当緑ロータリークラブでは、昨年度より当委員会を復活してポリオ撲滅を確認することとしたものと思われますので、その目的に添って注意深く状況を見守り、人類史上、天然痘に次いで 2 番目の病気の克服という偉業を讃えたいと思います。

2004～2005年度 予算表

(平成16年7月～平成17年6月)

会 計 北原弘文
副会計 伊藤嘉伸

I. 一般会計

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
年 会 費	11,400,000	11,400,000	0	300,000 × 38名 × 100.0%
中 途 入 会 者 年 会 費	450,000	300,000	150,000	300,000 × 3名 × 100.0% × 50.0%
入 会 金	300,000	200,000	100,000	100,000 × 3名 × 100.0%
ビ ジ タ ー 登 録 料	100,000	100,000	0	
雑 収 入	50,000	50,000	0	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	12,300,000	12,050,000	250,000	

[支 出 の 部]

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
本部 関係	人 頭 分 担 金	190,000	190,000	0	5,000×38名×100.0%
	地 区 分 担 金	988,000	988,000	0	26,000×38名×100.0%
	地 区 大 会 分 担 金	152,000	152,000	0	4,000×38名×100.0%
	地 区 大 会 登 録 料	570,000	570,000	0	15,000×38名×100.0%
	I ・ M	380,000	380,000	0	10,000×38名×100.0%
	地 区 協 議 会	456,000	456,000	0	12,000×38名×100.0%
	米 山 奨 学 金	190,000	190,000	0	5,000×38名×100.0%
	小 計	2,926,000	2,926,000	0	
総務 関係	例 会 費	3,650,000	3,650,000	0	
	記 念 品 費	320,000	320,000	0	8,000×40名×100.0%(本人・奥様誕生日、入会記念日用)
	通 信 費	150,000	150,000	0	
	事 務 用 品 費	200,000	200,000	0	(消耗品費)
	印 刷 費	450,000	450,000	0	
	リ ー ス 費 用	220,000	220,000	0	
	事 務 委 託 費	1,660,000	1,660,000	0	
	備 品 費	50,000	50,000	0	
	交 際 費	200,000	200,000	0	
	雑 誌 文 献 費	160,000	160,000	0	4,000×40名×100.0%
	慶 弔 費	100,000	100,000	0	
	事 務 局 地 代 家 賃	720,000	720,000	0	60,000×12ヶ月
	保 守 ・ 修 繕 費	10,000	10,000	0	
特 別 積 立 金	200,000	200,000	0		
小 計	8,090,000	8,090,000	0		
委員 会 関係	ク ラ ブ 奉 仕	1,000,000	1,000,000		
	出 席	(5,000)	(5,000)	0	
	職 業 分 類	(5,000)	(5,000)	0	
	親 睦	(500,000)	(500,000)	0	
	雑 誌	(5,000)	(5,000)	0	
	会 報	(5,000)	(5,000)	0	
	会 員 選 考	(5,000)	(5,000)	0	
	会 員 増 強	(5,000)	(5,000)	0	
	プ ロ グ ラ ム	(150,000)	(100,000)	50,000	
	R 情 報	(5,000)	(5,000)	0	
	S A A	(5,000)	(5,000)	0	
	広 報	(100,000)	(100,000)	0	
	ク ラ ブ I T 推 進	(100,000)	(100,000)	0	
予 備 費	(110,000)	(160,000)	▲ 50,000		
小 計	1,000,000	1,000,000	0		
予 備 費		284,000	34,000	250,000	
支 出 合 計		12,300,000	12,050,000	250,000	
次 期 繰 越 金		0	0	0	

記念品(ニコニコ)

会 員 誕 生 日	3,000 円
奥 様 誕 生 日	3,000 円
入 会 記 念 日	2,000 円
計	8,000 円以上

Ⅱ. 特別会計(奉仕の部)

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
ス マ イ ル	900,000	800,000	100,000	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	900,000	800,000	100,000	

[支 出 の 部]

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
奉 仕 関 係	職 業 奉 仕	150,000	30,000	120,000	
	社 会 奉 仕	410,000	400,000	10,000	
	社 会 奉 仕	(0)	(70,000)	▲ 70,000	
	環 境 保 全	(30,000)	(30,000)	0	
	青 少 年 奉 仕	(280,000)	(200,000)	80,000	
	インターアクト	(100,000)	(100,000)	0	
	国 際 奉 仕	300,000	300,000		
	国 際 奉 仕	(200,000)	(200,000)	0	内、10万円は香港南RCへの寄付
	ロータリー財団	(10,000)	(10,000)	0	
	米 山 奨 学	(80,000)	(80,000)	0	
	ポリオプラス	(10,000)	(10,000)	0	
	小 計	860,000	730,000	130,000	
	予 備 費	40,000	70,000	▲ 30,000	
支 出 合 計		900,000	800,000	100,000	
次 期 繰 越 金		0	0	0	

Ⅲ. 特別会計(奨学生の部)

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
米 山 奨 学 生 助 成 金	1,800,000	1,800,000	0	
青 少 年 交 換 留 学 生 助 成 金	0	1,300,000	▲ 1,300,000	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	1,800,000	3,100,000	▲ 1,300,000	

[支 出 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
米 山 奨 学 生 授 業 料	1,800,000	1,800,000	0	
青 少 年 交 換 留 学 生 授 業 料 他	0	1,300,000	▲ 1,300,000	
予 備 費	0	0	0	
支 出 合 計	1,800,000	3,100,000	▲ 1,300,000	

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
正 会 員 （ A c t i v e ）	医 術	内科医		
		Physician		
		循環器科医		
		Circuiatory		
		外科医	内野 晃	院長
		Surgeon	内野医院	
		小児科医		
		Pediatrist		
		産婦人科医	脇田 幸一	院長
		Obsterician and Gynecologist	脇田産婦人科医院	
		歯科医		
		Dentist		
		口腔外科医		
		Oral Cavity Surgeon		
		整形外科医		
		Orthopedic Surgeon		
		耳鼻咽喉科医		
		Ear Nose and Throat Doctor		
		眼科医	藤津 均	院長
		Ophtalmologist	フジ眼科・歯科クリニック	
		歯科医	加藤 喜夫	院長
		Dentist	愛誠歯科医院	
		麻酔科医		
		Anesthetist		
	施 設 及 び 病 院	病院	大地 哲郎	副理事長
		Hospital	横浜新緑総合病院	
		専門病院		
		Specialty Hospital		
		薬局		
		Pharmacy		
	保 険	保険代理業	北原 弘文	ファイナンシャルプランナー
		Insurance Ageny	ソニー生命保険(株)	
	衛 生	クリーニング店		
		Cleaning Shop		
	衣 料	洋品店		
		Cotton Goods		

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
正 会 員 （ A c t i v e ）	衣 料	洋服店		
		Clothing		
		呉服店		
		Japanese Cloth Shop		
	食 品 及 び 嗜 好 品	レストラン		
		Resturant		
		菓子店		
		Cake Shop		
		酒店		
		Alcholic Store		
	日 用 品	スーパー		
		Super Market		
		文房具		
		Stationery		
	教 育	幼稚園		
		Kindaergarten		
		大学、高校、中学	鶴川 昇	理事長、学長、校長
		University, High School, Junior High School	学校法人 桐蔭学園	
		短期大学		
		Sumier College		
		大学	江田 憲司	教授
		College(Admistration Policy)	桐蔭横浜大学(行政学)	
		私塾	伊藤 嘉伸	代表取締役
		Praivate School	(有)PCシステムアルファ	
	ビジネスサービス	社会保険労務士	若山 誉	代表
		H. R. Consaltant	若山社会保険労務士事務所	
		情報サービス		
		Informatton Services		
		弁護士		
		Lawyer		
		税理士		
		Tax Service		
		司法書士		
		Judiciary Scribner Service		
		経営相談		
		Business Counseling Service		

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
		測量士		
		Surveyor		
		貿易	新海 豊一	代表取締役
		Trade Service	(株)サンコー	
		地域工業団体	餅田 実	専務理事
		Industrial Service	(社)横浜北工業会	
正 会 員 (A c t i v e)	宗 教	仏教	斎藤 清紀	住職
		Buddhism	(宗)福聚院	
		神道		
		Shintoism		
	運 輸 及 び 倉 庫 業	運送業		
		Trucking Service		
		倉庫業		
		Storage		
		貨物自動車輸送	河原 裕典	代表取締役
		Motor Freight Transportation	(株)横浜ドリームライン	
	機 械 及 び 装 置	送風機製造	武藤 泰典	代表取締役
		Blower Mfg	(株)武藤電機	
		建設機械	山下 栄蔵	会長
		Construction Machinery	山下工業(株)	
		機械工具		
		Machine and Tool		
		非鉄金属製錬	鶴岡 武	代表取締役
		Nonferrous Metals Refining	アジア物性材料(株)	
		精密機械		
		Precision Machinery		
		銃器及び火薬	岡本 健	代表取締役
		Fire Arms	(株)ミロク精機製作所	
	鉄 及 び 金 属	板金工作		
		Sheet Metal Working		
		金型製造		
		Molds Mf'g		
	自 動 車	自動車販売		
		Aoutomobile Dealers		
		自動車整備	露木 健造	代表取締役
		Aoutomobile Repairing	(株)霧が丘ガレージ	

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
		カーデザイン		
		Car Design		
	電 気 及 び 通 信	電気設備		
		Electric Construction		
		電話事業		
		Telephone Service		
正 会 員 (A c t i v e)	電 気 及 び 通 信	情報通信		
		Information		
	電 子 機 器	電子試験機	河 淵 雄	代表取締役
		Electronic Tester	新電子工業(株)	
	印 刷 及 び 広 告	書籍販売		
		Book Distributin		
	印 刷 及 び 広 告	総合広告代理	佐 藤 征 己	代表取締役
		Advertising Agency	(株)日広社	
		広告業		
		Advertisement		
		印刷		
		Printing		
		新聞配付		
		News Paper Distributin		
		看板広告	高 嶋 経 保	取締役会長
		Advertisting Service	横浜標識(株)	
	美 容 及 び 整 形	理容	天 野 正 昭	代表取締役
		Barber	(有)企画室 ゴン	
		美容院		
		Beauty Shop		
	ホ テ ル 及 び 観 光	ホテル	濱 田 茂	代表取締役
		Hotel	(株)パストラル	
		旅行斡旋業		
		Tourist Agency		
		建設請負業		
		Generai Contracting		
		木造建築		
		Architest		
		ビル建築		
		Building Construction		

充填・未充填職業分類表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
	建 設 業	土木工事		
		Public Works		
		舗装工事		
		Pave Construction		
		建築リフォーム	市瀬 栄一	代表取締役
		Reform ot Building	(株)不二健	
		電気工事		
		Electric Construction		
正 会 員 (A c t i v e)	建 設 業	水道工事		
		Waterpipe Construction		
		鉄道建設	森 宏	会長
		Railroad Construction	森建設(株)	
		設備工事	村松 勇治	代表取締役副社長
		Equipment Construction	(株)ジェス	
		型枠工事		
		Concrete Support Construction		
		塗装工事		
		Painting Construction		
		建築設計		
		Architect		
		造園業	藤田 孝次	顧問
		Landscape Service	(株)三橋緑化興業	
		推進工事	長根 信康	代表取締役
		Watersupply & Disposal Construction	(株)ナガネ	
	建築材料及び室内装	建築材料	代々木和男	取締役社長
		Building Material	(有)代々木商店	
		生コン配布		
		Concrete Distributing		
		家具室内装飾	森 一誠	代表取締役
		Upholstering	(有)宮地	
		ガス・プロパン		
		Gas and Propan Distributing		
		不動産業	土志田 猛	代表取締役
		Real Eatate Agency	(株)岩本不動産商会	
		不動産業		
		Real Eatate Agency		

充填・未充填職業分類表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
	不 動 産	ビル賃貸	矢嶋 誠治	代表取締役
		Building Renting	矢嶋地所(株)	
		ビル賃貸	遠藤 一典	代表取締役
		Building Renting	(有)藤栄	
		土地賃貸	斉藤 晃	代表取締役
		Proprietary Renting	(株)八廣	

正 会 員 (A c t i v e)	農 林 及 び 園 芸	農業		
		Agriculture		
		木材販売		
		Lumber Distributing		
	畜 産	飼料		
		Feeds		
		獣医		
		Veterinary Surgeon		
	金 融	都市銀行		
		City Banking		
		地方銀行	菊地 潔	支店長
		Local Banking	横浜銀行中山支店	
	金 融	外国為替銀行		
		Foreign Exchange Banking		
		信用金庫		
		Credit Banking		
		証券業		
		Securities		
	スポーツ及びレクリエーション	ゴルフ練習場		
		Golf Training yard		
		ペットショップ		
		Pet Shop		
	保 安 警 備 事 業	警備保障	石川 輝久	顧問
		Security & Guard Service	(株)ジェイ・アメニティサービス	
	冠 婚 葬 祭 業	葬祭業	下中 英輝	顧問
		Mortician	(有) FTS	

充填・未充填職業分類表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
		充填 39		
		未充填 68		



Rotary International®

*ロータリー・クラブ定款

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、

ロータリー・クラブとする。
(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする：

第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第5条 会合

第1節 例会

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。
- (b) 会合の変更。但し、正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日

までの間のいずれかの日または定例会日の他の時間または他の場所に変更することができる。

- (c) 取消。また、例会日が法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが4回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会

本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催しなければならない。

第6条 会員身分

第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類

本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

** 第2節に関する暫定規定 第6条第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制提案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。

第3節 正会員

RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 移籍するロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。正会員に推薦された移籍する会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。

第5節 二重会員

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。さらに、いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

第6節 名誉会員

- (a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期

* 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

** 2001年規定審議会は、会員の種類（シニア・アクティブ会員、バスト・サービス会員およびアドリショナル正会員）を削除した制提案を採択し、職業分類の原則を改正した。しかしながら、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、新しい規定による理由で会員身分を喪失することはないものとする。このような会員はすべて正会員とみなされる。

間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

- (b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しない。しかし、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利がある。

第7節 公職に就いている人

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 RIの職員

本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

第7条 職業分類

第1節 一般規定

- (a) 主な活動。各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正。理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員は、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

** 第2節に関する暫定規定 第7条第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。(本定款第6条第2節の暫定規定の脚注を参照のこと。)

第8条 出席

第1節 一般規定

各会員は本クラブの例会に出席すべきものとする。会員が、本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならないとなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をマークアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。本クラブの例会の定例の時の前14日または後14日以内に、

- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、
- (2) ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー地域社会共同隊、仮ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー地域社会共同隊の例会に出席すること、または、
- (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元並びに現役員のためのロータリー研究会、RI理事会を代行するRI理事会またはRI会長の承認を得て招集されたRI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または(RI理事会の承認を得た)他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。
- (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合。
- (5) 本クラブ理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席および参加すること。
- (6) 本クラブの理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合。会員が旅行中他国で例会に出席するならば、本項で決められているマークアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中本クラブに欠席した例会のマークアップとして有効とみなされる。

- (b) 例会時において。例会のときに、

- (1) 本節(a) 項の(3) に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (4) RIに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。

(5) メークアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、RIまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。

(6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

(c) 転勤による長期の欠席。会員が国内の転勤先で長期にわたって紛れもなく働いている場合。会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意により、会員は、転勤中、指定クラブに出席できる。指定クラブ幹事が所属クラブに適切な形で通知することによって、その出席が有効となり、所属クラブに出席が記録される。

第2節 理由のある欠席

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。

(b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であること。さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第3節 RI役員の欠席

会員が現役のRI役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第4節 出席の記録

本条2節 (b) 項に該当するいかなる会員の欠席も、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

第9条 理事および役員

第1節 管理主体

本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 権限

理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 理事会による最終決定

クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら会員身分の終結の決定に関しては、会員は第11条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか仲介に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

第4節 役員

クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーであっても、またはそうでなくても差し支えない。

第5節 役員の選挙

(a) 会長を除く役員の任期。各役員は本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。別段に規定されている会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

(b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前18カ月以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度に会長エレクトを務めるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。

(c) 資格条件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。

第10条 入会金および会費

会員は、すべて入会金および年会費として、細則の定める金額を納入しなければならない。但し、第6条第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

第11条 会員身分の存続

第1節 期間

会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結

(a) 会員身分。会員が、会員身分の維持に必要な条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、

(1) 理事会は、正会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1カ年を超えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類に現実に従事しており、かつ、引き続きその他すべてのクラブ会員たる条件を満たしていることが前提である；

(2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する正会員の会員身分を保持できる。但し、その会員は、同一職業分類において依然として活動しており、クラブ会員身分に伴うその他のすべての条件に引き続き従わなければならない；また

(3) 自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、出席その他すべてのクラブ会員としての資格条件を引き続き満たしていなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。

(b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

(c) 名誉会員の加盟の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分をもう1年度継続することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結 — 会費不払

(a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。

(b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 終結 — 欠席

(a) 出席率。会員は、

(1) ロータリー年度の各半期間において、メークアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していなければならない。

(2) ロータリー年度の各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席しなければならない。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがあるものとする。

(b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第8条第2節もしくは第3節に従う場合を除いては、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。

その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 他の原因による終結

(a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b) 通知。本節(a)項の下に会員身分を終結をする前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

(c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

第6節 会員身分の終結に提訴または仲介を求める権利

(a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、もしくは第15条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。

(b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。

(c) 仲介。仲介が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲介人を指定し、両仲介人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。

(d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲介を要求することはできない。

(e) 裁定人または仲介人の決定。もし仲介が要求され、仲介人によって到達された決定もしくは両仲介人が一致点に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第7節 理事会による最終決定

もしクラブに対する提訴も行われず、仲介も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 退会

いかなる会員も、クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 資産関与権 — その放棄

いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第12条 地域社会、国家および国際問題

第1節 適切な課題

地域社会、国家および世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめるうえの啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 支持の禁止

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 政治的課題の禁止

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して

ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第13条 ロータリーの雑誌

第1節 購読指定

RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の途中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 購読料

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第14条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受け取らなかった理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

第15条 仲介

理事会の決定に関して以外、その他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員または理事会との間に起こった場合は、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、仲介によって解決されるものとする。このような仲介のための手続は第11条第6節の(c)項と(e)項に規定されている通りである。

第16条 細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって単位管理区域が認められている場合には単位管理区域の手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところにしたがって時々改正することができる。

第17条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」および「郵便投票」の用語は、経費の節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネット・テクノロジーの活用を含むものとする。

第18条 改正

第1節 改正の方法

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 第2条と第3条の改正

定款の第2条（名称）および第3条（所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。

横浜緑ロータリー・クラブ細則

第1条 理事および役員の選出

第1節 会長ノミニーおよび理事、役員の選出

年次総会の1ヶ月前の例会において、会長は会員（名誉会員は含まない、以下同様）に対して、会長ノミニー（次次年度会長）、幹事、会計、S. A. A. および4名の理事を指名し公示しなければならない。会長ノミニーは、指名委員会で指名されるものとする。その他の理事および役員は、会長エレクトにより指名されるものとする。但し、会長ノミニーおよび幹事の資格は、クラブ細則内規の規定を満たす会員とする。それらの理事および役員は、年次総会において、出席会員の過半数の承認を得なければならない。承認を受けた会長ノミニーは、その年次総会后、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとし、会長を務めた年度直後の7月1日に始まる年度に、副会長として理事会のメンバーを務めるものとする。

第2節 欠員の補填

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。また、理事エレクトまたは役員エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事および被選役員の決定によって補填すべきものとする。

第2条 指名委員会

この委員会のメンバーは、会長、会長エレクトおよび直近のバスト会長3名による5名で構成する。

第3条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員10名より成る理事会とする。すなわち、4名の理事、役員である会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計およびS. A. A. である。

第4条 役員の任務

第1節 会長

会長は、本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

副会長は、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第4節 幹事

幹事は、次の任務を行うものとする。

- ・ 会員記録の整理保管
- ・ 会合における出席の記録
- ・ クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作成し、これを保管
- ・ R I 事務総長に対して行うべき諸種の義務報告
- ・ ロータリアン誌の購読料を徴収し、これをR Iに送金
- ・ その他、通常その職に付随する任務

第5節 会計

会計は、すべての資金を管理し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。その職を去るに当たっては、会計はその管理するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 S. A. A. (会場監督)

S. A. A. は、通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第一例会に先立って開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の理事および役員の承認を行わなければならない。会員総数の

3分の1をもって本クラブの年次総会の定足数とする。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は、水曜日12時30分に開催するものとする。但し、第4週は18時30分に開催し、第5週は夜間移動例会とする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しはすべて、クラブの全会員にしかるべく通知されなければならない。本クラブの会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第8条第2節（b）項の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第8条第1節の別段の規定によるものでなければならない。会員総数の3分の1をもって本クラブの例会の定足数とする。

第3節 理事会の開催

定例理事会は毎月第一例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長が必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名以上の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但し、その場合然るべき予告が行われなければならない。理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金

入会金は10万円とし、入会承認後すみやかに納入するものとする。

第2節 会費

会費は年額30万円とする。

第3節 中途入会者の会費

その年度の中途入会者の会費は、月割りとする。

第4節 中途退会者の会費

その理由の如何にかかわらず返却しない。但し、当該年度の12月31日までに退会した者の内、年会費を一括納入した者については、半期分を返却する。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第8条 委員会

第1節 常任委員会

(a) 常任委員会は次の四委員会とする。

- ・クラブ奉仕委員会
- ・職業奉仕委員会
- ・社会奉仕委員会
- ・国際奉仕委員会

(b) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長を含め少なくとも3名以上で構成するものとする。

(c) 会長は、職権上、その資格において、委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(d) 各委員会は本細則によって定められた職務、および会長または理事会が定めた事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告し、その承認を得るまでは行動してはならない。

第2節 クラブ奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、クラブ奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・出席委員会
- ・職業分類委員会
- ・親睦活動委員会
- ・雑誌委員会
- ・クラブ会報委員会
- ・会員選考委員会
- ・会員増強委員会
- ・プログラム委員会
- ・ロータリー情報委員会
- ・広報委員会

・クラブIT推進委員会

- (b) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (c) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第3節 職業奉仕委員会

- (a) 会長は、理事会の承認の下に、職業奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。
- (b) 職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ職業奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

第4節 社会奉仕委員会

- (a) 会長は、理事会の承認の下に、社会奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・人間尊重委員会
- ・地域発展委員会
- ・環境保全委員会
- ・協同奉仕委員会
- ・青少年奉仕委員会
- ・インターアクト委員会
- ・ローターアクト委員会
- ・ライラ委員会

- (b) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (c) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第5節 国際奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、国際奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・世界社会奉仕委員会
- ・ロータリー財団委員会
- ・米山奨学委員会
- ・ポリオプラス委員会

(b) 国際奉仕委員会委員長は、国際奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(c) 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員会委員長と国際奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第9条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 出席委員会

この委員会は、全会員があらゆるロータリーの会合（クラブ例会、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会等）に出席することを奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合には他クラブ例会への出席を奨励するものとする。全会員に出席規定の理解を求め、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、出席不良の原因となる諸事情を確かめ、これを除去することに務めるものとする。

(b) 職業分類委員会

この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の間

題について理事会と協議しなければならない。

(c) 親睦活動委員会

この委員会は、会員間の親睦を増進するために、レクリエーションおよび社交的諸活動の企画立案を行い、全会員に積極的な参加を促すものとする。また、本クラブの一般目的の遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(d) 雑誌委員会

この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起するために、次の任務を行うものとする。

- ・ 例会において毎月雑誌の簡単な紹介を行う
- ・ 新会員の教育に雑誌を利用することを奨励する
- ・ ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈する
- ・ ニュース資料と写真を雑誌編集者に送る
- ・ その他あらゆる方法によって、雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々にも役立てる

(e) クラブ会報委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、クラブ活動に関心を促し、出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告するものとする。また、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、さらに、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えることに務めなければならない。

(f) 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦された会員候補者を、その人格、職業上、および社会的地位並びに一般的な適格性を調査し、検討しなければならない。そして、その会員候補者に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(g) 会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するためにロータリアンとしてふさわしい人物の氏名を理事会に推薦するよう、積極的に務めなければならない。

(h) プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手

配しなければならない。

(i) ロータリー情報委員会

この委員会は、入会予定者（会員候補者）にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供しなければならない。そして、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

(j) 広報委員会

この委員会は、広く一般世間に、ロータリーとその歴史、綱領および規模に関する情報を提供するものとする。そして、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案し、これを実施するものとする。

(k) クラブIT推進委員会

この委員会は、情報伝達の効率化を目的とし、クラブの情報通信の窓口として、会員の理解を積極的に進めるものとする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。職業奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、職業奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。社会奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、社会奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 人間尊重委員会

この委員会は、援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるよう務めなければならない。

(b) 地域発展委員会

この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう務めなければならない。

(c) 環境保全委員会

この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう務めなければならない。

(d) 協同奉仕委員会

この委員会は、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに務めなければならない。

(e) 青少年奉仕委員会

この委員会は、次世代の主役である青少年に対しての理解を深め、健全な育成を目指して行くものとする。会員は、まず己を慎んで、青少年指導の資格を養い、直接青少年と接し、共に活動することに務めなければならない。

(f) インターアクト委員会

この委員会は、学校、地域社会への奉仕、国際理解を推進する活動、親睦活動の3つの軸に基づき、その支援活動に会員の理解と協力を得ることに務めなければならない。

(g) ローターアクト委員会

この委員会は、18歳から30歳までの青年男女が個々の能力の開発にあたって役立つ知識や能力を高め、それぞれの地域社会における物質的あるいは社会的ニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて、全世界の人々の間に、より良い信頼関係を推進するための機会を提供することに務めなければならない。

(h) ライラ委員会

この委員会は、地区内の若い人々と会員が参加する地区プロジェクトを通し、若い人々の指導者および善良な市民としての資質を伸ばすことに務めなければならない。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。国際奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、国際奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 世界社会奉仕委員会

この委員会は、国際ロータリーが定めた一定の方式に従って、海外に向かつての社会奉仕活動を行うものとする。

(b) ロータリー財団委員会

この委員会は、国際レベルの人道的、教育的プログラムを通じて、世界理解と平和

を達成するために、ロータリー財団の活動に協力するものとする。

(c) 米山奨学委員会

この委員会は、勉学・研究を志して日本に留学している外国人に対し、国際理解と親善を深めるための援助を行うために、米山奨学会の活動に協力するものとする。

(d) ポリオプラス委員会

この委員会は、2005 年までに地球上からポリオを撲滅する、ロータリーの大規模な国際レベルの人道的事業で、ポリオプラス活動をスポンサーすることに、協力するものとする。

第 10 条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会を免除される。

第 11 条 財務

第 1 節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定された銀行に預金しなければならない。

第 2 節

R I に対する人頭分担金、雑誌購読料、地区資金、地区事業費、地区分担金の支払いは、それぞれの期日に本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第 3 節

第 2 節に記載された支払い以外の勘定書は、会計と幹事の 2 名の署名する伝票に基づき支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年 1 回公認会計士または他の有資格者、あるいは副会長によって全面的な監査が行われなければならない。

第 4 節

第 3 節に記載された支払いは、月末に締め、翌月の第二例会日までに行われるものとする。

第 5 節

本クラブの会計年度は 7 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを 7 月 1 日より 12 月 31 日に至る期間および 1 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間の二半期に分けるものとする。

第 6 節

各会計年度の初めに会計はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、

理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第12条 入会手続き方法

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されても良い。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、幹事はロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会長は会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は7日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

以上の手続きを経た後に、会長は当該会員の入会式を行い、幹事は当該会員に対して会員

証を発行し、新会員をR Iに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、会長は当該会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第13条 名誉会員推薦手続き方法

第1節

推薦基準は、次の通りとし、被推薦者はその基準をすべて満たした人とする。

- (a) ロータリー奉仕活動に多大なる貢献をした人で、パスト会長またはそれに準ずる人
- (b) ロータリー歴20年以上
- (c) 推薦者7名以上

第2節

本クラブの会員によって推薦された名誉会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。

第3節

理事会は、その被推薦者が名誉会員の資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第4節

理事会の被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は名誉会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は7日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行い、承認または不承認を決定する。異議の申し立てがあったにもかかわらず、承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第5節

例会の食事代とクラブ催事に参加する場合の費用は、自己負担とする。

第14条 決議および審議

本クラブに関する決議または提案等は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もし、かかる決議または提案等がクラブの会合でなされ

たれば、その場で審議することなく理事会に委ねなければならない。

第15条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事項

委員会報告

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会宣言

第16条 改定

本細則は、定足数を満たす例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改定することができる。但し、かかる改定案の予定は、当該例会の少なくとも10日前に各会員に通知されていなければならない。クラブ定款およびR Iの定款、細則に抵触するような改定または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

横浜緑ロータリー・クラブ細則内規

第1条 役員の指名基準

第1節 会長ノミニー

会長ノミニーの指名基準は、原則として、幹事経験者とする。但し、指名委員会の全員の推薦があれば、この限りではない。

第2節 幹事

幹事の指名基準は、次の役職のうち、3つ以上の役職を経験した者とする。

常任委員会委員長

親睦活動委員会委員長

S. A. A.

